

栃木県脳卒中啓発プロジェクト実施要領

1. 趣 旨

栃木県は、全国で脳卒中による死亡率の順位が男女共に下位である。その要因としては、生活習慣上の課題はもとより、脳卒中患者の受診手段における救急車の使用割合や発症後2時間以内での受診割合が全国と比較して低く、初期対応に課題があることが指摘されている。

このため、脳卒中の予防や脳卒中の疑いがある場合における適切な対応方法に関して、県民に対する知識の普及を図る必要がある。

当プロジェクトでは、平成24年度と平成25年度に全県域を対象に、医療・福祉機関や行政、学校等の関係機関を通じて、多角的かつ集中的な啓発を実施した。その結果、県全域を対象にする脳卒中の初期症状に係る啓発が有効であることが明らかになった。

このことから、平成26年度以降も継続して本事業を実施し、なお一層の脳卒中対策を推進するものである。

2. プロジェクトの事業内容

栃木県および本プロジェクトの趣旨に賛同する市町や団体・企業等は、それぞれの団体の特性・特長を生かして、主体的に脳卒中の予防や早期発見・対応の啓発活動を行う。

3. 県の役割

- (1) テレビ・ラジオ・新聞・広報・リーフレット等を活用し全県域に啓発活動を行う。
- (2) 市町や団体・企業等に呼びかけプロジェクトの参加団体の拡大に努める。
- (3) 市町や団体・企業等が行うプロジェクトにおいて参加団体との連絡・調整を行い、必要に応じて会議や研修などを企画開催する。
- (4) 市町や参加団体等の啓発に対する計画や実績を集約し報告する。
- (5) その他、本事業の目的達成のために必要な事業を企画実施する。

4. その他

この要領に定めのないものについては、その都度協議して定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する

栃木県脳卒中啓発プロジェクト参加要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県民の脳卒中对策に資するための「栃木県脳卒中啓発プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)の事業参加に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 脳卒中の予防及び脳卒中の疑いがある場合の適切な対応方法に関して、県民に対する知識の普及を図ることを目的として本事業を実施する。

(参加団体等)

第3条 県、市町及び関係機関・関係団体・企業等(以下「参加団体等」という。)プロジェクトの効果的な推進を図るため、各種の取組を行う。

(参加団体等の取組)

第4条 参加団体等は、次に掲げる取組を行う。

ア プロジェクトの周知に関すること

イ 目的を達成するための活動・事業(以下「活動等」という。)の実施に関すること

ウ 推進団体等との連絡・調整に関すること

エ その他プロジェクトの目的を達成するために必要なこと

(報告)

第5条 参加団体等は、別に定める参加細則により活動し、各種活動等の計画及び実績を県に提出するものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

別記

栃木県脳卒中啓発プロジェクト 参加団体等参加細則

本プロジェクトの取組は以下のとおりとし、以下の1～3の要件を全て満たした場合は「栃木県脳卒中啓発プロジェクト」の名称を使用することができることとする。

1. 脳卒中の予防や初期症状の啓発を行うために、参加団体等が主体となっ
て行う取組であること
 - ・参加団体等が企画・運営すること
2. 利益の追求を目的としない取組であること
 - ・費用を徴収しないこと
 - ・特定の商品及びサービスの宣伝となることはプロジェクトとして厳に慎む
こと
3. 事前・事後の届出をすること
 - ・参加団体等は県に別紙1，2により届出を行う
4. その他
 - ・普及・啓発を行う際には、県及び他の推進団体等が提供する啓発資料等を
相互に活用できること
 - ・この要領に定めのないものについては、その都度協議して定める